

令和5年3月20日

事業者各位

財政局資産経営部契約課長

千葉市建設工事等の入札・契約制度の改正について

契約課が発注する建設工事の入札・契約制度を改正しましたのでお知らせいたします。

1 建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「測量等」という。）における一抜け方式の試行について

（令和5年4月1日以降に公告又は指名（見積）通知をする案件から実施）

地元の中事業者の受注機会確保及び過大受注による業務品質の低下防止を目的とし、同一開札日において1件落札した者をその後に開札する同一資格要件の入札から除外して落札者を決定する手続き（以下「一抜け方式」という。）を測量等の競争入札において試行的に実施します。

詳細については、別紙「一抜け方式の試行導入について」をご参照ください。

2 特定建設工事共同企業体への発注基準額の変更について

千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱第3条第2項の規定による共同企業体の対象工事について、発注基準額を変更します。

改正前		改正後	
造園工事	設定なし	造園工事	2億円以上

以上